

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の防犯に関する設備を設置し、又は防犯対策物品を購入した区民等に対し、その費用の一部を補助することにより、区民の防犯意識の高まりをとらえ、多種多様な防犯対策を推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「本補助金」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者（以下「補助対象者」という。）に交付する。

(1) 住宅（足立区の区域内に存するものに限る。以下同じ。）に対する防犯設備の設置
当該住宅に居住する区民（当該防犯設備に係る本補助金の交付決定を受けている者が属する世帯に属している者を除く。）

(2) 自己が保有する自転車、バイク及び自動車の防犯対策に係る物品（以下「防犯物品」という。）の購入 当該防犯物品を購入した区民

(3) 共同住宅（足立区の区域内に存するものに限る。以下同じ。）に対する防犯設備の設置 次に掲げる者

ア 共同住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅及びこれに準ずる住宅を除く。以下この号において同じ。）の所有者、当該共同住宅の管理組合、当該共同住宅に居住する者が加入する自治会その他の当該共同住宅の管理を担うもの

イ 共同住宅の販売者又は施工者（新たに建築する共同住宅に防犯設備を設置する場合に限る。）

ウ 公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅又はこれに準ずる住宅に居住する者が加入する、自治会その他の当該公営住宅又はこれに準ずる住宅の管理を担う団体であって、当該公営住宅又はこれに準ずる住宅の居住者によって構成されるもの

(補助金の交付対象等)

第3条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1から第3までの補助対象欄に掲げる防犯設備の設置又は防犯物品の購入のうち、当該年度内に施工又は購入が完結するものに係る費用（当該防犯設備の設置にあつては工事費等（部品費、撤去費、出張費等を除く。）を含み、防犯物品の場合にあつては設置費等を除く。）であつて、商品券、ポイント等による支払額を控除した額とする。

2 共同住宅に対する防犯設備の設置における防犯カメラの設置上限は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、建物の形状により、防犯上効果的であると区長が認める場合は、区長が認めた必要最小限の台数を上限とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、区長が、刑法犯を未然に防止するため特に必要と認めるときは、別表第1から第3までに掲げるものに該当しない場合であっても、本補助金の交付対象とすることができる。

4 補助対象経費を、その他の補助金等で申請している場合は対象外とする。

(駐輪場防犯カメラの特例)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、足立区集合住宅駐輪場防犯カメラ設置要綱（5足危発第690号 令和5年7月20日 区長決定）に規定する駐輪場防犯カメラを設置期

間経過後も撤去せず継続して設置する場合に要する費用は、第2条第3号に係る補助対象経費とする。

2 前項の費用に係る申請等の手続については、第5条及び第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める書類の提出を省略することができる。

(1) 第5条第1項第3号 同号ア及びウに規定する書類

(2) 第7条第1号 同号イ及びウに規定する書類

(補助金の金額等)

第4条 本補助金の額は、当該補助対象経費に別表第1から第3までに掲げる補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が別表第1から第3までに掲げる補助上限額を超えるときは、当該補助上限額を本補助金の交付額とする。

2 前項の規定にかかわらず、住宅に対する防犯設備の設置に対する本補助金の額は、当該年度の初回の申請に限り、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 当該補助対象経費から、別表第1の1の項から18の項までの補助対象経費を合算した額（以下「合算額」という。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（その額が2万円を超えるときは、2万円）。以下「加算額」という。）に当該補助対象経費を合計額で除して得た率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を、控除して得た額に、同表に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（その額が同表に掲げる補助上限額を超えるときは、当該補助上限額））

(2) 加算額

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第2項の防犯上効果的であると区長が認める場合における、共同住宅に対する防犯設備の設置に係る補助上限額は、別表第3に掲げる補助上限額に、同表に掲げる上限台数を超えて設置する防犯カメラの台数に3万円を乗じた額を加えた額とする。

4 本補助金の交付は、別表第1から第3までに掲げる項目数等を限度とする。

5 別表第1から第3までの補助対象欄に掲げる防犯設備の設置又は防犯物品の購入を行ったとして既に本補助金の交付を受けた項目があるものについては、再度補助を受けることができない。ただし、当該設置した防犯設備又は購入した防犯物品が犯罪被害に遭い紛失し、又は毀損した場合において、再度補助することが妥当と認められるときは、再度交付することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる補助対象の区分に応じ、当該各号に定める交付申請書等を提出することにより申請するものとする。

(1) 住宅に対する防犯設備の設置 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯設備の設置）（別記第1号様式の1）及び次に掲げる書類

ア 領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）

- イ 申請者の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書をいう。以下同じ。）の写し。ただし、別表第１の１５の項、１６の項及び１９の項の防犯設備の設置の場合にあっては、申請者の本人確認書類の写し及び同一世帯の６５歳以上の者の本人確認書類の写し
 - ウ 施工後又は設置後の写真
 - エ 別表第１の１の項及び２の項の防犯設備の設置の場合にあっては防犯カメラの性能が確認できるカタログの写し及び設置箇所が確認できる住宅全体の写真、同表の３の項の防犯設備の設置の場合にあっては設置箇所が確認できる住宅全体の写真
 - オ 別表第１の４の項の防犯設備の設置の場合にあっては防犯ガラスの性能が、同表の６の項の防犯設備の設置の場合にあっては防犯フィルムの性能がそれぞれ確認することができるカタログの写し
 - カ 別表第１の１５の項から１８の項までの防犯設備の設置の場合にあっては、録画機能が動画又は静止画（準動画を含む。）のいずれであるかを確認できるカタログの写し及びＳＤカード等を挿入している写真（ＳＤカード等を挿入することにより動画による録画ができる機能を有するものに限る。）
 - キ 誓約書（別記第１号様式の１の１）
 - ク その他区長が必要と認めた書類
- （２） 防犯物品の購入 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯物品）（別記第１号様式の２）及び次に掲げる書類
- ア 領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、購入した物品の内容、購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）
 - イ 申請者の本人確認書類の写し
 - ウ 自転車盗対策等の場合にあっては防犯登録番号の写真、オートバイ盗対策及び自動車盗対策の場合にあっては自動車検査証等の写し
 - エ 購入した防犯物品の設置後の写真
 - オ その他区長が必要と認めた書類
- （３） 共同住宅に対する防犯設備の設置 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（共同住宅に対する防犯設備の設置）（別記第１号様式の３）及び次に掲げる書類
- ア 防犯設備の設置に係る工事等の内容が分かる仕様書、図面、写真、その施工予定日又は購入予定日、支払予定金額等が記載された見積書その他の書類の写し
 - イ 申請者（申請者が法人等である場合にあっては、当該法人等の代表者）の本人確認書類の写し
 - ウ 申請者が当該共同住宅を所有等していることが分かる書類（登記記録、管理会社との契約書等）の写し
 - エ その他区長が必要と認めた書類
- （４） 第３条第３項の規定により補助対象となる物品等 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（その他物品）（別記第１号様式の４）及び次に掲げる書類
- ア 当該物品等の内容が分かるカタログ、図面、写真、その施工予定日又は購入予定日、支払予定金額等が記載された見積書その他の書類の写し

イ 申請者（申請者が法人等である場合にあっては、当該法人等の代表者）の本人確認書類の写し

ウ 施工後又は設置後の写真

エ その他の区長が必要と認めた書類

2 前項の規定による本補助金の申請は、区長が別に定める期間内に行わなければならない。（補助金の交付決定等）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、本補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、区長は、当該交付の可否について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により本補助金の交付を決定した者のうち、前条第3号及び第4号に係る申請者に対し、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金実績報告書（共同住宅に対する防犯設備の設置）（別記第4号様式の1）又は足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金実績報告書（その他物品）（別記第4号様式の2。以下「実績報告書」と総称する。）の提出を求めるものとする。

3 区長は、第1項の規定による本補助金の交付の決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

（実績報告書の提出）

第7条 前条第2項の規定により実績報告書の提出を求められた者は、当該防犯設備の設置に係る工事等の施工又は購入が完了したときは、速やかに、実績報告書に次の各号に掲げる補助対象の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、区長に提出しなければならない。

（1） 共同住宅に対する防犯設備の設置 次に掲げる書類

ア 領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）

イ 施工後又は設置後の写真

ウ 当該防犯カメラの性能が確認できるカタログの写し及び設置箇所が確認できる住宅全体の写真

エ その他区長が必要と認める書類

（2） 第3条第3項の規定により補助対象となる物品等 次に掲げる書類

ア 領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、当該物品等の内容が分かるカタログ、図面、写真、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）

イ その他区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 区長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、本補助金の額を確定するものとする。この場合において、区長は、確定した本補助金の額について、足立区防犯対策に係る防犯設備の

設置及び物品購入補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（補助金の交付時期及び交付方法）

第9条 区長は、第6条第1項の規定により本補助金の交付を決定した者のうち第5条第1号及び第2号に係る申請者、又は前条の規定により本補助金の額の確定をした者から、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第6号様式の1又は別記第6号様式の2）の提出を受けたときは、速やかに当該口座振替依頼書に記載された口座へ本補助金を振り込むものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 区長は、本補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき。
- （2） 交付決定に付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第11条 区長は、前条の規定により本補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（検査）

第12条 区長は、必要があると認めるときは、本補助金が交付された防犯設備等について検査を行い、又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。

（交付申請の特例）

第13条 第5条の規定にかかわらず、本補助金の交付の申請は、電子情報処理組織（区の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

（委任）

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則（5足危発第1222号 令和5年11月1日 区長決定）

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

付 則（5足危発第1313号 令和5年11月17日 区長決定）

- 1 この要綱は、決定の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日後の防犯設備の設置について適用し、施行日以前の防犯設備の設置については、なお従前の例による。

付 則（6足危発第138号 令和6年4月26日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

付 則（6足危発第653号 令和6年7月12日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則（7足危発第408号 令和7年6月2日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

	補助対象	補助率	補助上限額
侵入盗対策			
1	防犯カメラの設置 注1	2／3	40,000円
2	インターホン連携型防犯カメラ 注1		20,000円
3	ダミーカメラ 注1		1,500円
4	防犯ガラスの取付け又は交換 ※ 中間膜が挟み込まれたガラス、強化ガラス、合わせガラス等に限る (網入りガラスは除く)。	2／3	66,600円
5	防犯性能の高い玄関錠の取付け又は交換 ※ ディンプルキー、電子錠及び指紋認証錠に限る。		33,300円
6	防犯フィルムの取付け又は交換 (C Pマークあり)		20,000円
7	防犯フィルムの取付け又は交換 (C Pマークなし) ※ 厚みが350ミクロン以上かつ素材がポリカーボネートなどの耐衝撃性・耐久性に優れているものに限る。		2,000円
8	面格子の取付け又は交換		20,000円
9	センサーライトの設置		6,600円
10	ガラス破壊センサーの取付け又は交換		2,000円
11	センサー付きアラームの取付け又は交換		2,000円
12	防犯砂利		2,000円
13	玄関補助錠の取付け又は交換		1,300円
14	窓への補助錠の取付け又は交換		1,300円
15	録画 (動画) 機能付きインターホンの取付け又は交換 注3	3／4	75,000円
16	録画 (静止画・準動画) 機能付きインターホンの取付け又は交換 注3		30,000円
17	録画 (動画) 機能付きインターホンの取付け又は交換	2／3	60,000円
18	録画 (静止画・準動画) 機能付きインターホンの取付け又は交換		25,000円
特殊詐欺対策			
19	ナンバー・ディスプレイ対応電話機 注3	3／4	7,500円

注1 侵入者が容易に認識できる形状であり野外に設置したものに限る。

注2 4～18については、当該年度内にそれぞれ2項目までを対象とする。

注3 65歳以上の者が属する者が居住する住宅に設置したものに限る。

注4 項目数の上限は、世帯を単位として計算する。

注5 項目ごとに個数の上限は設けず、合算した額を支払額とする。ただし、15～19については、1項目につき1品までを対象とする。

別表第2（第3条、第4条関係）

	補助対象	補助率	補助上限額
自転車盗対策等			
1	電子錠	3／4	3,700円
2	自転車カバー		2,200円
3	警報付きロック		1,500円
4	自転車ワイヤーロック		1,500円
5	自転車シリンダー錠		700円
6	自転車カゴカバー	1／2	1,000円
7	バッテリー盗難防止ロック		1,000円
8	ヘルメット固定ロック		500円
オートバイ盗対策			
9	チェーンロック	1／2	1,500円
10	ディスクロック		1,500円
11	バイクカバー		1,500円
12	ブレードロック		2,000円
13	U字ロック		1,500円
自動車盗対策			
14	車用防犯アラーム	1／2	5,000円
15	ペダルロック		5,000円
16	自動車カバー		3,000円
17	ハンドルロック		3,000円
18	タイヤロック		2,000円
19	リレーアタック防止機能付きキーボックス		1,500円
20	ナンバープレート盗難防止用ネジ		1,000円

注 全ての項目のうち3項目まで、1項目につき1品までを対象とする。

別表第3（第3条、第4条関係）

	補助対象	補助率	補助上限額
1	敷地内（駐輪場を除く。）への防犯カメラの設置（上限5台） ※ 建物の形状により5台を超えて設置することが相当と認められる場合はこの限りでない。 ※ 侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。	2／3	200,000 円
2	駐輪場への防犯カメラの設置（上限5台） ※ 5台以上の設置が認められる場合はこの限りでない。 ※ 自転車盗対策に特化して駐輪場に設置したものに限る。	3／4	225,000 円